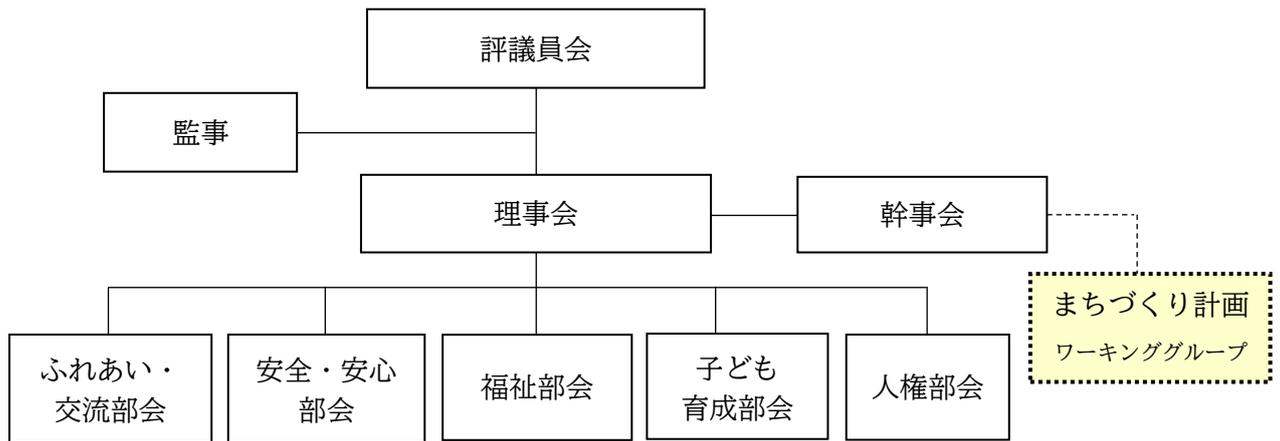


老上西学区まちづくり協議会 組織図 (令和7(2025)年度)



●幹事会の所管業務

- ①理事会に付議する事項を審議すること
- ②各種団体等との協議・調整に関する事
- ③事務局に対する指導・助言に関する事
- ④まちづくりセンターの運営、維持・管理に関する事

●部会等の所管業務および主な構成団体

部会名	所管業務に関する事項	主な構成団体
ふれあい・交流部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい音楽まつりに関すること ・ふれあいスポーツ大会に関すること ・地域の課題解決の推進に関すること 	町内会、体育振興会、老人クラブ連合会、他
安全・安心部会	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・防災・交通安全に関すること ・地区防災計画の策定に関すること ・環境浄化・環境保全に関すること 	町内会、少年補導委員会、更生保護女性会、他
福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉及び敬老会に関すること ・高齢者サロンに関すること ・子育てサロンに関すること 	社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会、赤十字奉仕団、健康推進員連絡協議会、更生保護女性会、町内会、たすけ愛隊「ママの手」、他
子ども育成部会	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成に関すること ・あいさつ運動に関すること ・防犯パトロールに関すること 	町内会、民生委員児童委員協議会 更生保護女性会、教育振興会、たすけ愛隊「ママの手」、他
人権部会	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育の推進に関すること 	老上同和教育推進協議会、町内会、他
まちづくり計画 ワーキンググループ	理事会（幹事会）の諮問機関として、次の事項を調査・検討する <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり計画の推進に関する事 ・地域再生計画の推進に関する事 ・その他のまち協の事業推進に関する事 	町内会、各種団体、教育機関、他